

依存症とは・・・

日常生活に支障をきたしているのに
もかかわらず、ある物事を「やめたくて
もやめられない」「自分の意思だけで
はどうにもならない」という状態になっ
てしまっていることです。依存症になっ
てしまうと、本人だけでなく家族など、
周りの人を巻き込んでいきます。**依存
症は慢性的な進行性の病気で、誰にで
も起こり得る病気です。**

依存は「物質に対する依存」と「行為
に対する依存」の2つに分けられます。

物質に対する依存には、アルコール依
存症・薬物依存症などがあり、行為に
対する依存には、ギャンブル依存症・ゲ
ーム依存症・ネット依存症などがありま
す。

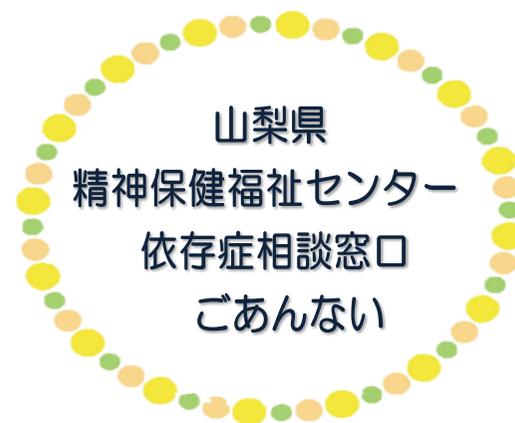
交 通：甲府駅から約1.5キロ

甲府駅北口バス乗り場から
「塚原行」
「千代田湖・上帯那行」
「HANAZONO ホスピタル行」

各バスで約10分
「山梨県福祉プラザ」バス停車

住 所：〒400-0005
甲府市北新1-2-12
山梨県福祉プラザ内

交通アクセス



山梨県立精神保健福祉センター



依存症相談窓口

(ご相談は**まずこちらの窓口へ**)

対象者：本人、家族等

★電話相談

★来所相談

希望される方には来所相談も行っています(予約制)
まずはお電話をお願いします。



電話番号：055-254-8644

受付時間：

月～金 午前9時～正午、午後1時～4時

(年末年始 12月29日～1月3日・祝日除く)



※相談は無料ですが、ご利用に伴う通信費や電話代などは相談者のご負担になります。



精神保健福祉センターでは
以下のことを行っております

★依存症当事者グループミーティング

依存症の当事者を対象としたグループミーティングで、依存症回復・治療プログラムを利用した学習や体験談を中心とした意見交換等を行います

(詳しくは電話にてお問い合わせ下さい。)



★依存症家族教室

依存症の家族の方向けの教室で、テキストを用いた講義やミーティング等を行います

(詳しくはお電話にてお問い合わせ下さい。)

秘密は守られます。安心してご相談下さい

※利用は無料ですが、利用に伴う交通費等一部ご負担いただく場合があります。



以下の機関でも相談をお受けします。

中北保健福祉事務所 地域保健課	韭崎市本町 4-2-4	0551-23-3448
峡東保健福祉事務所 地域保健課	山梨市下井尻 126-1	0553-20-2752
峡南保健福祉事務所 地域保健課	南巨摩郡富士川町 鵜沢 771-2	0556-22-8158
富士・東部保健福祉 事務所 地域保健課	富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎	0555-24-9035
甲府市健康支援センタ ー(甲府市保健所)	甲府市相生 2-17-1	055-237-5741
山梨県立精神保健福祉 センター	甲府市北新 1-2-12	055-254-8644

※山梨県では、平成30年度「山梨県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、様々な取り組みを行っています。

